

平成28年8月15日
全国卸売酒販組合中央会

ほろにかが

「今こそ！」

中国支部長 濱岡 弘道

今、酒販業界の最大の関心事は、去る5月27日に議員立法により成立した「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正」ではないでしょうか。この法案を成立させるために、小売酒販業界の皆様は大変なご苦勞をされた事でしょう、心から敬意を表します。

少子高齢化、消費人口の減少等及び小売免許の規制緩和による小売業界の熾烈な競争の結果、一般酒販店等の激減に加え、酒類が担税物資であり、アルコール飲料による健康障害対策や、致酔性に係る青少年問題等、大変大事な物資である事が再認識されたものと思われまます。

この法案により、財務大臣が定める酒類に関する公正な取引基準がどのようなものになるのか、今後の浮沈に係る我々卸業界も法律が施行されるまでは本当に目が離せません。

現在の酒販業界に於ける卸業界の状況は最悪ではないでしょうか。ある業界大手の幹部は「お酒だけなら注文はいらない、食品や他のものがあるから仕方ありませんが。お酒はある種の付属商品みたいなものです。」と至極当然な事のように話しています。

何という事でしょう。卸業界は事程左様に悪い環境に陥っております。

この法案が通ったこの時こそ、財務省頼みだけではなく卸業者自身も当然最大の自助努力が必要になります。私も委員の1人である卸中央会で新発足の「市場問題対策委員会」を活用して、独自の規約等を具体的に細部にわたって設けて、全組合員に周知徹底し、その決定事項を全組合員が厳守すれば、卸業界の活性化の道が開けるのではないのでしょうか。価格で得意先を取るなど以ての外です。公正な取引を遵守する為に我々自身が変わって行くことが真に必要です。

今まで色々なしがらみがありましたが、これからは全国規模の大手卸も地方卸も一体となり、組合を中心に組合員1人1人が不退転の決意で公正取引に取り組みましょう。我々にとって、この機会を逃すともう二度とチャンスはありません。酒類卸業者は正に關頭に立っているのです。

また、組合員間の揉め事や、メーカー・小売店等との問題事案発生に対しては、組合員個々での解決は決して容易ではありません。組合を中心に一丸となって事の解決に当たりましょう。役員私達も努力いたします。今こそ組合の存在価値が問われる時です。